ア　標準信号発生器の空中線と等価等方輻射電力の測定に用いる空中線（標準空中線）の高さ及び方向を対向させる。

イ　レーダー信号発生器を標準信号発生器の外部パルス変調入力に接続して変調状態とし、スペクトル分析器⑴で測定が可能な出力に標準信号発生器を設定して、擬似レーダーパルス信号を空中線により送信する。

ウ　スペクトル分析器⑴を２⑷のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率の値を補正して擬似レーダーパルスの信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が２⑶の規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

オ　標準信号発生器の出力を非送信の状態にする。

カ　標準信号発生器の空中線と標準空中線の間の距離と同一な離隔距離で、試験機器及び外部試験装置の高さ及び方向を対向させて、十四の項３⑶に規定する通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。

キ　試験機器を初期化して、利用可能チャネル確認状態とし、電波が発射されていないことをスペクトル分析器⑵又は外部試験装置で確認する。

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、２⑶の規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

ケ　擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときに電波の発射が停止することをスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

コ　オからケまでを４回繰り返して、電波の発射の有無を記録し、電波が発射されなかったときは擬似レーダーパルスを検出したものとして、擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

⑵　運用中チャネル監視

ア　標準信号発生器の出力を⑴エと同様に調整する。

イ　標準信号発生器の出力を非送信の状態にする。

ウ　試験機器を初期化して、運用中チャネル監視状態とし、外部試験装置で確認する。

エ　十四の項３⑶に規定する通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、２⑶の規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線から送信する。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑸のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

キ　２⑵ア及びイに規定する試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより種別ごとの検出回数を求める。

(ｱ)　イからカまでを20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。

(ｲ)　(ｱ)において、擬似レーダーパルスの検出回数が全ての試験信号で18回以上の場合又は検出回数に10回以下のものが含まれる場合は、測定を終了する。その他の場合は、(ｳ)を行う。

(ｳ)　イからカまでを20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、(ｱ)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数の合計を求める。

ク　２⑵ウに規定する試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより検出回数を求める。

(ｱ)　イからカまでを20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。
ただし、擬似レーダーパルスの検出回数が18回以上のときは、測定を終了する。

(ｲ)　(ｱ)において、擬似レーダーパルスの検出回数が15回以上17回以下の場合は、(ｳ)を行う。

(ｳ)　イからカまでを20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、(ｱ)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数の合計を求める。

ケ　２⑵エに規定する試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより検出回数を求める。

(ｱ)　イからカまでを20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。
ただし、擬似レーダーパルスの検出回数が16回以上のときは、測定を終了する。

(ｲ)　(ｱ)において、擬似レーダーパルス検出回数が13回以上15回以下の場合は、(ｳ)を行う。

(ｳ)　イからカまでを20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、(ｱ)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数の合計を求める。

５　試験結果の記載方法

⑴　利用可能チャネル確認

ア　４⑴コにおいて、試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

イ　「利用可能チャネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

⑵　運用中チャネル監視

ア　２⑵ア及びイに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４⑵キ(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が全ての試験信号で18回以上の場合は「良」、検出回数に10回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４⑵キ(ｳ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が全ての試験信号で32回以上の場合は「良」、検出回数に23回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。その他の場合は、(ｳ)に基づき記載する。

(ｳ)　試験信号の種別ごとに、各試験信号の擬似レーダーパルスの検出確率を求め、検出確率の平均が80％以上の場合は「良」、80％未満の場合は「否」で記載する。

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までの「良」又は「否」に併せて、２⑵ア及びイに規定する試験信号ごとに検出回数と試験回数を記載する。

イ　２⑵ウに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４⑵ク(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が18回以上の場合は「良」、14回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４⑵ク(ｳ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上のときは「良」、31回以下のときは「否」で記載する。

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の「良」又は「否」に併せて、検出回数と試験回数を記載する。

ウ　２⑵エに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４⑵ケ(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が16回以上の場合は「良」、12回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４⑵ケ(ｳ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が28回以上のときは「良」、27回以下のときは「否」で記載する。

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の「良」又は「否」に併せて、検出回数と試験回数を記載する。

エ　運用中チャネル監視の制御

「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

６　その他

⑴　レーダー電波試験信号の送信は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いる。ただし、レーダー電波試験信号を直接出力できる任意波形信号発生器等を用いることができる。